

平成29年度
第1回 明石市都市計画審議会

議 事 録

<HP公開用>

日時：平成29年8月29日（火）午後4時00分～

場所：明石市議会棟大会議室

平成29年度 第1回明石市都市計画審議会

日時：平成29年8月29日（火）午後 4時00分～

場所：明石市議会棟大会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 議事録署名人の選出

3 議 題

(1) 諮問事項

諮問第1号 建築基準法第51条ただし書きの規定による産業廃棄物処理施設
の敷地の位置について

4 そ の 他

5 閉 会

○出席委員（15名）

安 田 会 長	水 野 副会長	三 輪 委 員
嶋 本 委 員	穠 原 委 員	梅 田 委 員
楠 本 委 員	丸 谷 委 員	宮 坂 委 員
岩 崎 委 員（代理）	西 影 委 員（代理）	中 里 委 員
橋 本 委 員	眞 鍋 委 員	森 本 委 員

○出席幹事（5名）

宮 脇 幹 事

豊 島 幹 事

舟 橋 幹 事

東 幹 事

小 西 幹 事

第1回明石市都市計画審議会

平成29年8月29日

午後4時00分～

明石市議会棟大会議室

(開会16時00分)

○(事務局) 皆様、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから平成29年度第1回明石市都市計画審議会を開催いたします。

皆様方におかれましては、何かとお忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。なお、本市におきましては現在エコスタイルを実施しており、ノーネクタイ等軽装に努めているところでございます。この旨をご理解いただきますよう、よろしく願いいたします。

それでは、審議に先立ちまして資料の確認を行いたいと思います。お手元の資料をご確認ください。

本日お手元には配席図、A4の1枚紙を配付しております。なお、委員の皆様におかれましては、次第、委員名簿、加えて議事に関する資料といたしましてA4の白いものをお配りしております。また、参考資料を事前に送付しておりますが、事前配付の資料も含めまして過不足等ございませんでしょうか。

はい、ありがとうございます。

では初めに、年度が変わってから最初の審議会となりますので、委員及び幹事の変更などについてご報告させていただきます。委員名簿をご覧ください。

条例第2条第2項第1号委員は変更なしでございます。同第2号委員は、穂原委員、梅田委員、楠本委員、丸谷委員が新たに加わりました。同第3号委員は加古川土木事務所長が岩崎委員に、明石警察署長が西影委員に変更となっております。同第4号委員は、農業委員会会長が中里委員に変更となっております。

また、幹事におきましては、産業振興部長の豊島幹事、都市局長の東幹事、下水道部長の小西幹事がそれぞれ変更となっております。

それでは続きまして、本日の出席状況についてご報告申し上げます。本日は西海委員と小野委員がご都合によりご欠席との連絡を受けております。また、三輪委員におかれましては遅れる旨の連絡をいただいております。

委員総数17名のうち、現時点で14名の出席をいただいておりますので、明石市都市計画審議会条例第6条第2項の規定により当審議会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、ここからの進行は、安田会長にお願いしたいと思っております。安田会長、よろしくお願いたします。

○会長 改めまして、こんにちは。非常に酷暑が続いております。お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。会長を務めております安田でございます。新しく委員になられました方、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、お手元の会議次第に従いまして、順次進めてまいりたいと思っております。

まず、「2議事録署名人の選出」でございます。この件につきましては、審議会運営要領によりまして私から指名させていただくことになっております。本日は穂原委員さん、それから橋本委員さん、お二人にお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

続きまして、本審議会の公開、非公開についてですが、本会は審議会運営要領によりまして原則公開となっております。本日の会議におきましても会議を公開することにより、個人情報保護及び公正または円滑な議事運営が損なわれる恐れはないと認められますので、会議を公開としたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

○会長 それでは、本審議会の公開といたします。傍聴者の方がおられましたら入場を認めますので、事務局より報告をお願いいたします。

○（事務局） 本日の傍聴者は3名でございます。これより案内いたしますので、しばらくお待ちください。

（傍聴者入場）

○会長 それでは、「3議題」に入ります。

お手元の会議次第でございますように、本日は諮問が1件ございます。諮問第1号「建築基準法第51条ただし書きの規定による産業廃棄物処理施設の敷地の位置」についてでございます。これにつきましては、通例の都市計画法ではございません。建築基準法に関連いたしますので、担当部署であります建築安全課より説明を受けたいと思います。

それでは、どうぞよろしく願いいたします。

○建築安全課 それでは、お手元に配付しております資料に基づき、「建築基準法第51条ただし書きの規定による産業廃棄物処理施設の敷地の位置」について、ご説明させていただきます。恐れ入ります。座って説明させていただきます。

恐れ入ります、1ページをお開き下さい。

まず初めに、1項目めの建築基準法第51条についてご説明させていただきます。都市計画区域内におきましては、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場、その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物等を設置する場合は、都市計画において、事前にその敷地の位置が決定していなければ設置することができません。しかしながら、明石市が、同法第51条のただし書きの規定によりまして、兵庫県の都市計画審議会の議を経まして、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認め、許可する場合は、その敷地に施設の設置が可能となります。そのため、兵庫県の都市計画審議会の議を経るに先立ち、本市の都市計画審議会のご意見をいただく必要があると考えております。

次に、2項目めの施設の概要についてご説明いたします。名称は資源リサイクルセンターです。株式会社ダイセキが申請者となります。位置は明石市二見町南二見21

－ 3 です。敷地面積は約 1 ヘクタールでございます。処理施設は、廃油の油水分離施設となります。一日当たりの処理能力は、180 立方メートルです。ただし、これは施設が 24 時間稼働した場合の最大処理量となります。

この施設は、申請者である株式会社ダイセキが資源リサイクルセンターとして平成 28 年 2 月より使用済み廃油を原料に再生重油の製造を開始しており、限りある石油資源を有効に活用するため取引先から廃油を収集し、再生重油に加工し販売することにより廃油のリサイクルを行っています。

再生重油のリサイクル手順は下に示しております図のとおりで、使用済みとなった原料の廃油を各事業者から車両にて収集、分析のあと、保管タンク等に一時保管します。その後、油水分離機に送り水分の除去を行い、振動ふるい機により不純物の除去後に再生重油となり、製品として保管され、出荷の手順でリサイクルが行われます。

引き続きまして、3 項目めの許可申請理由についてご説明いたします。現在稼働中のダイセキの施設は、各事業者から廃棄される油に対して代金を支払い収集し、再生重油に加工して販売しておりますが、この場合は産業廃棄物に該当しないため、「建築基準法」並びに「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく許可申請が不要となっています。

しかしながら、ダイセキが各事業者から廃棄される油に対して代金を支払うのではなく、逆に処分費用を受け取り収集し、再生重油に加工し販売する場合は、同じ廃油であっても産業廃棄物とみなされ、その処理量が 1 日 30 立方メートルを超える場合は、その他政令で定める施設に該当することとなります。

今後、ダイセキは再生重油価格の推移により各事業者から収集する廃油の処分費用を受け取り、引き続きリサイクルを行う予定のため、現在稼働中の施設が「建築基準法」並びに「廃棄物処理法」の許可が必要な施設となります。

なお、兵庫県におきましては、市の許可手続と並行して廃棄物処理法の規定に基づき、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とした処分業許可の手続を

進めているところでございます。

2ページをご覧ください。

次に、敷地の位置についてご説明します。申請敷地は、明石市の西端の二見人工島内に位置しています。また、人工島の大部分が工業専用地域に指定されており、大規模工場が立地、集積しております。上の図は、明石市における二見人工島の位置及び申請地の位置を赤丸で示したものでございます。その下の図は、二見人工島付近を拡大したもので、赤の四角の部分が申請敷地でございます。申請敷地の位置の概要につきましては、後ほどパワーポイントでもう少し詳しくご説明させていただきます。

3ページをご覧ください。

次に、生活環境影響調査の結果についてご説明いたします。生活環境影響調査は、事業者が実施したもので、(1)の施設の稼働に関する調査については、最も騒音、振動が大きな部分及び悪臭については、風上、風下の部分で行っております。次頁の(2)の事業関連車両の走行に関する調査については、人工島の入り口部分の騒音、振動、交通量の調査を行っております。

まず、(1)の施設の稼働に関する調査についてですが、下の図の赤い四角部分A及びBの隣地に接する2カ所で騒音及び振動調査を実施しており、赤い丸の2カ所は悪臭の調査位置を示しています。また、黄色で着色しました部分は許可関連施設を示しております。

恐れ入ります。下の騒音と振動の表をご覧ください。

騒音につきましては、午前10時から24時間の調査を行っており、朝・昼間・夜の70デシベル及び夜間の60デシベルの環境保全目標値をそれぞれ下回る調査結果となっております。次に、振動につきましても同じ時間帯に調査を行っており、昼間65デシベル及び夜間60デシベルの環境保全目標を下回る結果となっております。

次に、4ページの上の悪臭の表をご覧ください。

悪臭物質につきましては、対象悪臭物質であります2つの物質が検出されましたが、

アンモニアの1.0ピー・ピー・エム及びアセトアルデヒドの0.05ピー・ピー・エムの環境保全目標値を、どちらの物質も下回る調査結果となっています。なお、その他の悪臭物質は、計測できる下限値未満という調査結果となっています。7ページに悪臭物質の詳しい調査結果表を添付していますので、ご参照下さい。

次に、(2)の事業関連車両の走行に関する調査についてご説明いたします。資料の4ページから5ページをご覧下さい。

調査は申請敷地への搬出入ルートであります二見人工島入り口の二見大橋付近で、車両の騒音・振動・交通量について調査を行っております。車両の騒音調査につきましては、下の図の赤丸a・bの2カ所で、振動調査につきましては、赤丸aの1カ所で行っています。

恐れ入ります。次の騒音及び振動の表をご覧ください。

騒音につきましては、午前6時から24時間の調査を行っており、a地点の昼間の70デシベル及び夜間の65デシベル及びb地点の昼間65デシベル及び夜間の60デシベルの環境保全目標値をそれぞれ下回る調査結果となっています。次に、振動につきましても同じ時間帯に調査を行っており、a地点の昼間と夜間の55デシベルの、人が振動を感じ始める数値を下回る結果となっています。

5ページをご覧ください。

次に、交通量につきましては、騒音・振動調査を行った同じ赤丸のa地点で同じ時間帯に調査を行っており、通過する車両台数の調査を行っております。二見人工島に出入りするすべての総通行車両台数が、上り・下りの両方向の合計で13,794台の結果となっております。既に稼働中の施設における運搬車両の走行に伴う増加は、往復で104台程度を予想しており、増加分の交通量が与える負荷は全体の0.7パーセント程度とごくわずかである結果が出ております。また、この104台という数値は仮に工場が24時間稼働したと仮定した場合の増加見込み台数であり、実際には特別な場合を除き、昼間の8時半から17時半の営業時間であるため、通過車両台数は

現状と変わるものではございません。

次に、この施設にかかる主な運搬車両が出入りするルートに関しましては、資料最後の8頁に添付しておりますのでご参照下さい。

なお、生活環境影響調査の結果につきましては、市の環境保全課も事前に確認していただいております。

次に、6の地域住民説明等実施状況についてご説明いたします。地元説明会については、平成28年8月から11月にかけて、事業者であるダイセキより二見人工島の対岸及び県道二見港土山線に隣接する各自治会、漁業協同組合などの代表者に事業の説明及び生活環境影響調査結果の報告が行われましたが、特に意見はなかったとの報告を受けております。なお、表の中の5町会とは、東の町、仲の町、北の町、西の町、地蔵町の自治会を示すものでございます。また、申請者のダイセキが自治会及び漁協に対して事前の事業の説明会の開催を提案されましたが、地域への大きな影響がないため必要ないとの回答であったとの報告を受けております。

最後に、(2)事業計画の閲覧についてですが、縦覧期間を平成28年12月1日から12月30日までとして、事業者から各自治会に対して縦覧の案内文の回覧を依頼しております。その結果としまして、ダイセキの事務所内において縦覧期間の間、事業計画の縦覧を行い意見書の提出を求めましたが、意見書の提出書はなかったとの報告を受けています。

それでは、引き続きましてパワーポイントで施設の概要等について、写真でご説明させていただきます。恐れ入ります、前面のスクリーンをご覧ください。

初めに、申請地の位置についてご説明いたします。

申請地は青色の四角で囲みました山陽電鉄東二見駅から南西約2.0キロメートルにある赤色で示している部分でございます。なお、申請地から二見人工島の北側対岸の一番近い民家までの距離は、約1.3キロメートルでございます。

次は、用途地域図でございます。赤の四角が申請地の部分で、ご覧のとおり二見人

工島内の工業専用地域に位置しています。

こちらは申請地周辺の航空写真でございます。周辺の環境は工場が立ち並び、申請地の東側及び南側は道路に接しており、画面下側は海に面している状況でございます。

次に、施設の概要についてご説明させていただきます。

まず初めに、画面の左上の配置図をご覧ください。配置図の左側の赤い矢印が写真撮影方向を示しており、黄色で着色している部分が許可対象施設でございます。

こちらの写真は工場の南側ゲートから撮影したもので、中央奥の赤い矢印で示した白い建物が油水分離棟でございます。その他の建築物は対象施設ではございません。

次は、工場の東側ゲート付近から撮影した写真で、右上の赤い矢印の部分が許可対象施設の油水分離棟でございます。

こちら東側ゲートから敷地内を撮影した写真でございます。赤い矢印の左が油水分離棟、右の緑色のものが原料タンクと製品タンクでございます。

こちらは申請地の配置図で、黄色で示した部分が許可対象施設でございます。

先ほど、配布資料で簡単にご説明致しましたが、もう一度、再生重油の製造の流れをご説明させていただきます。

タンクローリー等による廃油の収集後に分析を行った原料油を、①—1の原料タンクに保管します。ドラム缶による受け入れの場合は①—2屋外貯蔵所に一時保管します。その後、②の油水分離棟内の油水分離機及び振動ふるい機で水分と不純物を取り除き、再生重油として③の製品タンクで保管します。そして④の製品充填場から出荷する手順でございます。

敷地周辺を緑色で示す部分は周辺環境を守るための緩衝緑地帯で、その幅は約4メートルでございます。敷地北側にはタンクローリー等の十分な駐車スペースを確保しております。また、敷地は先ほどもご説明しましたとおり、南側及び東側が道路に接しており、幅員はそれぞれ、9.6メートルと12.8メートルとなっております。

こちらは原料油及び製品油を保管するタンクの写真で、安全対策として配管からの

油漏れが発生した場合に備え、コンクリートの壁で油の流出を防いでいます。

こちらは原料油をドラム缶で受け入れた場合の保管場所の写真でございます。油漏れ対策として周囲は側溝で囲まれており、床に漏れた油は側溝に流れ、油分を取り除く設備に集められる処理が取られる予定でございます。

こちらは油水分離棟内にある再生重油を製造する油水分離機と振動ふるい機の写真でございます。

こちらは製品を受け渡す充填場の写真でございます。ガソリンスタンドと同じような施設でございます。

これをもちまして、説明を終わらせていただきます。

なお、今後の予定でございますが、本年11月に開催予定の兵庫県都市計画審議会に付議し、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理施設の許可と合わせて建築基準法第51条ただし書きに基づく許可の手続を進める予定でございます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○会長 　　ただいま諮問第1号についての説明がございましたが、ご質問、ご意見ございましたら、どうぞよろしくお願いいたします。

確認ですが、これは今のご説明でいくと、現在ある施設で敷地の拡大も新たな施設の増設もないと。取り扱う形が変わってくると。こういう理解でよろしゅうございますか。

○建築安全課 　　会長のおっしゃるとおりでございます。現在ある施設を使用するというので、特に施設増設とか容量の増設とかは一切ございません。よろしくお願いいたします。

○会長 　　はい、どうぞ。

○副会長 　　少し確認させていただきたいと思うんですが、今回、許可申請理由のところ再生重油価格の推移によってこういうようなことが起こっているというようなご説明があったんですけども、そういったことであれば、こういう資源リサイクル

ル業というのはほかにもいろんな事業者さんおられると思うんですけども、このダイセキ資源リサイクルセンターの特殊事例なのか、それともこういったことが次々と起こってくるのか、そのあたりをちょっと教えていただけたらと思うんですけど、いかがでしょうか。

○建築安全課 他社の内容についてはわからないところがございますけれども、この再生重油事業といいますのは、話に聞くとところによりますと特殊な事例ではなくて、全国でいろんな場所で行われているというふうに聞いております。

今のご質問の回答なんですけれども、実際問題としまして状況等が数多くあるものでわからない部分が現状でございます。ただ、ダイセキにおきましては平成27年度初めから計画して、準備期間を経て28年2月に操業を開始して、約1年半経過しております。この間、重油の一般市場価格の低迷が続いて、取引価格も下落して、再生重油の販売価格も下落傾向にあるということで、産業廃棄物として取り扱う必要が生じているというふうには聞いております。以上でございます。

○会長 よろしいでしょうか。

○副会長 はい。

○会長 ほかいかがでしょう。どうぞ。

○委員 確認というか、ちょっとわかっていないところもあってご質問させていただきたいと思います。

タンクローリーでこの工場のほうに搬入という形になっているんですけども、タンクローリーというのは大きいトラックみたいなものなのではないでしょうか。それともよくガソリンスタンドさんが持っているような小さなタイプのタンクローリー、タンクローリーじゃないか、タンクを持っているようなものも出入りするようなことがあるのでしょうか。

というのも、搬入経路のほうですね、大きい車であれば第二神明からすんとそのまま人工島のほうに流れるルートができていると思うんですけども、それよりも比

較的小型の車であれば明幹を通ってもう一つの人工島に入るルートのほうを使われるような感じがあるので、ちょっと怖いなと思って今ご質問させていただきました。

○会長 はい。

○建築安全課 タンクローリーといいますのは、今ご質問の中にもありましたとおり、ガソリンスタンドによく搬入される、荷台のところに大きな油を入れるタンクのついたものをタンクローリーといいます。

それと搬入ルートにつきましては、先ほど示しましたところを通る予定をしております。

大きさにつきましては、今ちょっと資料が手持ちでないので、そんなに大型のものはないようには聞いておりますが、ちょっと把握はできておりません。申しわけございません。

○会長 よろしゅうございますか。

○委員 はい。

○会長 ほかによろしいですか。

建築基準法51条の取り扱い、いささかちょっと都市計画としては余り頻繁にある事例ではございませんでね、説明がございましたように建築基準法上の特定行政庁が許可するにあたって、これ実は手続的にはこの部分は兵庫県の都市計画審議会の議を経てと。それに先立ってこの当該市であります、明石市都市計画審議会に諮られていると、こういう理解でございます。

もう少し手続制度が、これは我々が議論を挟むところではありませんけれども、多少特定行政庁の権限と都市計画の権限とのずれといいますかね、そういうのがある印象もありますけれど、そういうわかりにくいところがありますけれども。私が先ほど説明しましたように、都市計画としてこの施設の位置の問題が都市計画として支障がないかと問われると、既に現行ある、法的に適合に立地している施設が、特に機器の拡大、あるいは施設の増設もないもので、手続上必要ということで諮られたと。あと、

生活環境調査も行われ、かつ廃棄物処理法の規定に基づく処分業の許可の手続も別途進められておると。こういう状況の中での諮問ということでもあります。

特によろしゅうございますか。はい。

それでは、ご議論いただきましたが、本審議会として当該施設について都市計画上支障がないとしてよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

○会長 はい、それではそのように特定行政庁の長である市長に答申することといたします。

本日の議題は以上でございます。

続きまして、その他として事務局から報告等ございますか。

はい、どうぞ。

○都市総務課 都市計画に関しまして、その他報告することは特にございません。以上でございます。

○会長 それでは、以上をもちまして本日の審議会を終了させていただきます。

委員の皆様におかれましては、有意義な審議をしていただきましてありがとうございます。ありがとうございました。

それをもちまして閉会といたします。どうもありがとうございました。

(閉会 16時31分)